

第
5128
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 12月 15日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成26年1月から3月の裁決事例を公表

Q：平成26年1月から3月の裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものがありましたか？

A：次のようなものがありました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成26年1月から3月の裁決事例が10件公表されました。

主なものには、次のようなものがあります。

【所得税法関係】

・ロータリークラブの会費等は必要経費に算入できないとした事例…司法書士業を営む請求人が支出したロータリークラブの入会金及び会費は、そのクラブの会員として行った活動は、司法書士の業務と直接関係するものということとはできず、また、その活動が司法書士としての業務の遂行上必要なものということとはできないため、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできませんでした。

【消費税法関係】

・請求人が販売員に支払った金員は給与等に該当するとした事例…各販売員は、請求人の指揮監督を受けるとともに、時間的拘束を受け、役務の提供の代替が認められていなかったこと、さらに、本件各販売員の役務提供に至る経緯等を併せ考慮すれば、本件各販売員に支払われた金員は、いずれも雇用契約に基づき、自己の危険と計算によることなく、使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として支給されたものといえ、給与等に該当すると認められるとしました。

